

厚生労働省発基安0724第18号

労働政策審議会 会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働 安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意 見を求める。

平成26年7月24日

厚生労働大臣 田村 慧



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 名称等の表示の対象となる物の追加

譲 渡又 は 提供時にその名称等を表示しなければならない物として、ジメチル―二・二―ジクロロビニ

ル ホ スフ エ イト (別名DDVP) (以下「DDVP」という。)及びDDVPを含有する製剤その他の

物 (以下、 D D V Pと合わせて「D DVP等」という。)を追加するものとすること。

第二 健康診断を行うべき有害な業務の追加

有 害な業績 務に従っ 事する労働者 12 対しては 行う健康診断 の対象業務として、 D D VP等を製造 又は取

り扱う業務を追加するものとすること。

有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断 の対象業務

として、ジ クロ 口 メタン (別名二塩化メチレン) 若しくはジクロ 口 メタン (別名二塩化メチレン)

有する製剤 そ (T) 他 \mathcal{O} 物 又は D D V P等を製造 Ĺ 又は取り り扱う業務を追 加するものとすること。

第三 特定化学物質の追加

特定化学物質の第二 類物質に、 クロ ロホルム、 四塩化炭素、 一・四―ジオキサン、一・二―ジクロ 口

工 タン (別名二塩化エチレン)、ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)、DDVP、 スチレン、一・

一・二・二―テトラクロ 口 エタン (別名四 塩化アセチレン)、テトラクロ 口 エチレン (別 名パ ークロ ル

エチレン)、 トリクロロエチレン、 メチルイソブチルケトン及びこれらの物を含有する製剤その他 の物

(以下「クロ 口 ホルム等」という。)を追加するものとすること。

第四 適用除外

ク 口 口 ホ ル ム等を製造し、 又は取り扱う業務のうち、 厚生労働省令で定める業務については作業主任

者を選任すべき業務、 作業環境測定を行うべき業務及び健康診断を行うべき有害な業務の対象としない

ものとすること。

第五 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日等

施行期日

この政令は、 平成二十六年十一月一日から施行するものとすること。